

仕様書

1 目的

この業務は、広島市立病院機構広島市立広島市民病院（以下「病院」という。）において、患者から摘出した臓器（胎盤を除く。以下同じ。）及び胎盤並びに切除した四肢（以下「臓器等」という。）を適切に処理することを目的とする。

2 業務の内容

受注者は、発注者からの依頼に基づき、次に掲げるとおり臓器等を適切に処理すること。

(1) 数量

1年度あたりの数量は、次に掲げるとおりである。ただし、患者の増減その他の理由により、変動することがあることに留意すること。

種類	数量
臓器	650kg
胎盤	445.5kg
四肢	9件
四肢のうち、1件の収集量が2kgを超える部分については、2kgごとに1件とする。	3件

(2) 収集

ア 収集日

原則として、月曜日、水曜日及び金曜日に臓器等を収集することとし、その他の日において収集するときは、発注者及び受注者の協議により決定するものとする。

イ 収集場所

原則として、病院内の次に掲げる収集場所において臓器等を収集することとし、その他の場所において収集するときは、発注者及び受注者の協議により決定するものとする。

(ア) 臓器 北棟3階病理検査室

(イ) 胎盤 東棟8階東8B病棟

(ウ) 四肢 中央棟3階手術室

ウ 収集方法

(ア) 収集時は、発注者が提出する処分依頼書に基づき、発注者の職員と共に、臓器等の種類及び数量を確認すること。

なお、処分依頼書については、受注者が作成し、発注者に提供すること。

(イ) 収集した臓器等を専用のプラスチック容器等に納入し、容器から漏れないよう注意して運搬すること。

エ 処分

臓器等が人体の一部であることを考慮し、火葬場において適切に焼却処分すること。

3 経費負担

この業務の実施に必要な経費（プラスチック容器等及び処分依頼書を含む。）は、すべて受注者が負担すること。

4 業務実施報告

広島市立病院機構委託契約約款第12条に定める委託業務実施報告書は、月間報告書とし、受注者は各収集日における臓器等の区分に応じて収集した数量を記載した委託業務実施報告書を、翌月10日（3月分は3月31日）までに発注者に提出すること。

5 その他

- (1) 受注者は、臓器等に直接触れないよう注意すること。
- (2) この業務に関連して、死産児の火葬についてその母親等からの依頼に基づき別途対応できる者であること。
- (3) この仕様書に記載のない事項又は疑義のある事項については、発注者及び受注者の協議により決定するものとする。